

大阪・関西万博における三重県ブース（仮称）等を活用した プロモーション計画策定業務委託仕様書

1 委託事業の名称

大阪・関西万博における三重県ブース（仮称）等を活用したプロモーション
計画策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

3 委託事業の目的等

2025年に開催される大阪・関西万博は、三重の魅力国内外に発信する絶好の機会であることから、三重県は、関西広域連合が設置する関西パビリオンに出展することとしており、三重県ブース（仮称）の出展にあたり、「大阪・関西万博でめざすもの」や「展示のテーマ」などを定める基本方針及び基本方針に基づく展示構成や運営、イベント企画、スケジュール、費用などを定める基本計画を策定する必要がある。

合わせて、同ブース等との連携により、大阪・関西万博を契機とした国内外への三重の魅力発信及び県内への観光誘客に係るプロモーション計画を策定し、万博会場内外におけるプロモーションの相乗効果が得られるよう取組を展開していく必要がある。

4 業務委託内容

本事業で委託する内容は、次の（1）～（8）とする。

なお、業務の実施にあたっては、三重県と十分に協議・調整すること。

（1）三重県ブース（仮称）出展に係る基本方針及び基本計画の策定

①基本方針の策定

- ・大阪・関西万博や関西パビリオンのテーマを踏まえた上で、「大阪・関西万博でめざすもの」及び三重県ならではの「テーマ」を検討し、テーマに基づいた出展内容等の基本的な方針を策定すること。

②展示計画の策定

- ・来場者数（目標）の設定及びその設定方法を検討すること。
- ・基本方針を踏まえたコンセプトを整理すること。
- ・コンセプトを肉付けする展示構成を整理すること。
- ・展示構成に基づく各展示ゾーンにおける展示空間を計画すること。
（展示面積は200㎡とする。）
- ・各展示ゾーンにおける展示手法・内容を整理すること。
- ・展示空間の検討にあたっては、映像に連動した体感ができる展示手法についても提案すること。
- ・県内市町、県民、事業者等が参加できる展示空間についても検討すること。
- ・イメージパース（全体空間及び各ゾーン空間）を作成すること。

- ・今後、関西広域連合が示す建築条件に適合した展示内容とすること。
- ・多言語対応策を検討すること。
- ・展示については、2億4千万円を上限として検討すること。
※提案上限の目安であり、予算を確約したものではない。
- ・展示については、万博終了後の事後活用を検討すること。

③運営方針の策定

- ・運営方針、運營業務の区分・体制を検討すること。
- ・関西広域連合が示す基本計画等と調整のうえ、スタッフ・ボランティア等について、役割を整理して、必要人数を検討すること。

④催事・イベント方針の策定

- ・万博会場内及び関西パビリオン内に設置されるイベント会場を使用した催事・イベント開催の基本的な考え方について検討し、提案すること。

(2) 大阪・関西万博を契機としたプロモーション計画の策定

①大阪・関西万博を契機とした県内への観光誘客促進策の検討

- ・開催前、開催中、開催後の各フェーズにおいて、来場者を万博開催中または開催後に県内へ誘客するための基本的な考え方について検討し、提案すること。(関西圏、首都圏、海外)
- ・開催中においては、万博会場との連携によるプロモーション手法についても検討すること。

②大阪・関西万博を契機とした情報発信の検討

- ・三重県の認知度向上を図るための情報発信の基本的な考え方について検討し、提案すること。(関西圏、首都圏、海外)
- ・開催中においては、万博会場との連携によるプロモーション手法についても検討すること。

③関西事務所におけるプロモーションのあり方の検討

- ・関西圏における情報発信の拠点である三重県関西事務所におけるプロモーションのあり方について、万博に向けて今後見込まれる人流の変化や市場動向、他県の状況などを調査し、提案すること。

(3) 全体

①全体スケジュール

- ・(1)及び(2)のそれぞれについて、公益社団法人2025日本国際博覧会協会が示す万博全体の事業計画、関西広域連合が示す関西パビリオンの事業計画、パビリオン配置・整備計画等の主な工程を踏まえた全体スケジュールを整理すること。(万博開催前から万博開催後まで)

②WEBパビリオン

- ・公益社団法人2025日本国際博覧会協会が実施するバーチャル万博及び関西広域連合が実施するWEBパビリオンへの参加に向けた基本的な考え方について検討し、提案すること。

③その他

- ・(1)及び(2)に係る費用について、具体的に記載すること。
- ・その他、大阪・関西万博に関連して、三重県のプロモーションについて効果的な事項があれば、提案すること。

- ・ドキュメント類（出展基本計画（案）、業務報告書）を作成すること。
 - ・計画等策定に必要となる各種調査を行うこと。
- (4) 三重県ブース（仮称）等を活用したプロモーション計画策定にかかる調整・会議等運営業務
- 本業務に係る定例ミーティング等の開催、議事録の作製、全体管理
- (5) 本業務に係る報告書の作成
- ・資料1のスケジュールにより、計画（案）等を報告書として提出すること
 - ・資料1に記載のない事項については、三重県と協議のうえ、作成し、提出すること。
- (6) 成果品の提出
- 本委託業務における成果品は、上記の報告書の他、調査に使用したデータ等も提出すること。
- 受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に県の承認を受けること。
- また、電子ファイルは、業務終了後に県が再利用しやすいよう配慮すること。
- 成果品については、電子ファイルの他、A4サイズで10部印刷のうえ、提出すること。
- (7) 業務完了報告
- 受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出し、県の完了検査を受けること。
- (8) その他
- 本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せ（対面又はオンライン）の機会を月2回以上設けること。なお、電話やメールによる打合せは随時行うものとする。
- 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県と協議の上、決定すること。

5 納期及びスケジュール

成果品の納期について、令和5年3月24日（金）とする。

スケジュール（目安）は資料1のとおりとし、詳細については県と協議の上、決定するものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

業務受託者は、業務受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）、個人情報保護条例施行規則（平成14年三重県規則第45号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

受託業務に従事する者又は従事していた者が、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

(3) 守秘義務

業務受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、業務受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札◇停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(5) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

①業務受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 発注所属に報告すること。

(エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

②契約締結権者は、業務受託者が上記(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(6) その他

①委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。

②委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、県と協議の上実施するものとする。

③業務受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

大阪・関西万博における三重県ブース（仮称）等を活用したプロモーション
計画策定業務スケジュール（目安）

日程		受託事業者	県（大阪・関西万博関連事業推進本部※）
9月	中旬	基本方針（案）の提出	
10月	中旬		第2回大阪・関西万博関連事業推進本部会議において、基本方針を策定
11月	中旬	大阪・関西万博における三重県ブース（仮称）等を活用したプロモーション計画（素案）の提出	
2月	中旬	大阪・関西万博における三重県ブース（仮称）等を活用したプロモーション計画（案）の提出	
3月	下旬		第3回大阪・関西万博関連事業推進本部会議において、大阪・関西万博における三重県ブース（仮称）等を活用したプロモーション計画を策定
3月	24日	業務完了報告書の提出	受理後、完成検査を実施

※大阪・関西万博開催の好機を捉えて三重の魅力を強力に発信し、本県への観光誘客及び県産品の販路拡大につなげることを目的として令和4年3月に設置した県庁における万博に関連する事業を検討する推進本部